

尼崎市工業用水道事業の紹介

○ 事業の主旨

尼崎市の工業用水道事業は、地下水汲み上げによる地盤沈下の防止対策として代替の工業用水を供給する目的で実施された。

昭和32年から南部地域に給水を開始し、昭和42年には地下水汲み上げ規制の指定区域の全てに給水を開始した結果、地盤沈下は沈静化し、所期の目的を果たした。

○ 事業の経緯

尼崎市の工業用水道事業は、昭和31年に制定された工業用水法に基づき創設された工業用水道建設の国庫補助制度をうけ、昭和32年から南部工業地域を対象とする第1期事業を実施し、11月には施設の一部完成により給水を開始した。

設立当初の配水能力は60,000 m³/日であったが、地下水汲み上げ規制の指定区域が全市域に及んでいったこと及び高度経済成長期における水需要の増大に対処するため、2度の拡張事業を行い、474,000 m³/日の配水能力を有することとなった。

これにより、昭和44年には地盤沈下も完全に止まり、工業用水道建設の目的は十分に達成された。

しかし、昭和48年の石油危機を契機として、産業構造の変化、水使用の合理化、工場の市外転出など工業用水を取り巻く環境が大きく変化し、水需要も減少傾向が続くようになった。このため、平成4年に配水能力を281,000m³/日に、平成14年には143,000m³/日に縮小してきた。

しかしながら、最近、撤退企業跡地に新規工場が進出するなどにより契約水量が増加する傾向にあるため、平成19年に配水能力を170,000m³/日とした。

また、事業開始以来約40年が経過し、施設が老朽化してきたため、平成8年度から平成17年度までの10箇年計画で国庫補助を活用した改築事業により施設の更新に取り組んだ。

今後も、より効率的な事業運営を推進しながら、施設の適切な維持管理や整備に取り組むなど、工業用水の安定給水に努めていく。

○ ユーザーの概要

(平成19年3月末)

| 業種 | 給水件数 | 契約水量 (m ³ /日) |
|-----------|------|--------------------------|
| 食料品 | 3 | 2,860 |
| パルプ・紙加工品 | 2 | 26,000 |
| 化学工業 | 14 | 25,394 |
| プラスチック製品 | 2 | 5,992 |
| 窯業・土石製品 | 7 | 6,860 |
| 鉄鋼業 | 13 | 43,729 |
| 非鉄金属 | 3 | 10,712 |
| 金属製品 | 4 | 1,400 |
| 一般機械器具 | 1 | 300 |
| 電気機械器具 | 1 | 3,100 |
| 情報通信機械器具 | 1 | 300 |
| 電子部品・デバイス | 2 | 13,300 |
| 輸送機械器具 | 3 | 2,360 |
| その他の製造業 | 1 | 3,000 |
| その他 | 4 | 3,110 |
| 合 計 | 61 | 148,417 |

○ 工業用水道施設の概要

水需要の減少による施設能力の縮小に伴い2箇所の配水場（浄水施設）を廃止した結果、現在、園田配水場（西宮、伊丹、本市の3市の共同施設）と神崎浄水場（上水道施設と一部供用）の2場で浄水処理を行っている。

園田配水場では、一津屋取水場（大阪府、大阪市、神戸市、西宮市、伊丹市、本市の1府5市の共同施設）で淀川の表流水を取水し、口径1500～1650mmの導水管により約14km離れた場内に導水したうえ、西宮市へは原水を、伊丹市と本市へは浄水処理後、配水している。

神崎浄水場では、江口取水場で神崎川の表流水を取水し、口径800～1500mmの導水管により約13km離れた場内に導水したうえ、浄水処理後、市内へ配水している。

配水管は、口径が75mm～1350mmであり、総延長は65kmである。

○ 事業の特徴

本市の主要施設（園田配水場、神崎浄水場、一津屋取水場）は、いずれも共同施設として運営されている。また、猪名川に面し市域の最北東部に位置する園田

配水場では、周辺に人家もなく立地条件に恵まれていることもあり、浄水汚泥はすべて天日乾燥方式で処理している。

○ 尼崎市水道局ホームページアドレス

<http://www.suidou.amagasaki.hyogo.jp/>

尼崎市工業用水道給水区域図

